

P T A 規約

文京区立音羽中学校 P T A

第一章 名 称

第 1 条 本会は文京区立音羽中学校 P T A と称し、事務所を音羽中学校(東京都文京区大塚一丁目 9 番 24 号、以下本校)内に置く。

第二章 目 的

第 2 条 本会は保護者と教職員とが協力して本校生徒の健全育成を図ると共に、会員相互の親睦を図る事を目的とする。

第三章 会 員

第 3 条 本会の会員は、本校に在籍する生徒の保護者またはこれに代わる人（以下、「保護者」という）、本校に勤務する教職員をもって組織し、会員はすべて平等な権利と義務を有する。

第四章 会費及び会計

第 4 条 本会の会費は生徒および教職員ひとりにつき月額 3 5 0 円とする。

第 5 条 本会の会費は第二章の目的達成のため以外に使用してはならない。

第 6 条 本会の会計年度は 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 3 1 日に終わる。
2. 本会の会計は会費その他をもってあてる。

第五章 役 員

第 7 条 本会の役員は次の通りとする。

1. 会 長 1 名 (保護者)
2. 副会長 3 名以上 (副校長・保護者 2 名以上)
3. 書 記 2 名以上 (保護者)
4. 会 計 2 名以上 (保護者)

役員任期は 1 年とし、4 月 1 日より 3 月 3 1 日までとする。
ただし、再任しても差し支えない。補充役員任期は残任期間とする。

第 8 条 役員は年度末総会の承認を受ける。

2. 前項の総会には書面で開催するものを含むものとする。以下の各条においてもこれを適用する。

第 9 条 役員兼任は認めない。

第 1 0 条 役員任務は次の通りとする。

1. 会長は本会を代表し、会務を総括する。
2. 副会長は会長を補佐し会長不在の場合には、その代理を務める。
3. 書記は総会並びに運営委員会の議事を記録し、通知文を作成する。
4. 会計は会計事務を処理し、総会において会計監査の監査を経た決算報告をする。
5. 役員は、役員会および運営委員会に出席し、議案を審議する。
6. 各役員は必要な記録を残し、管理する。

第 1 1 条 相談役については次の通りとする。

1. 役員会の推薦により、会長は退任した役員または退任する役員に対し、相談役就任を依頼し了解を得られた場合に、委嘱し本会におくことができる。
2. 相談役は、会長または役員会の諮問にこたえる。
3. 相談役の任期は1年間とする。但し役員会の決定に基づき延長することができる。

第六章 会計監査

第12条 本会の会計監査は2名とする。
会計監査の任期は1年とし、4月1日より3月31日までとする。
ただし、再任しても差し支えない。

第13条 会計監査は年度末総会の承認を受ける。

第14条 会計監査は、本会の会計を監査し、その結果を総会に報告する。

第七章 総会

第15条 本会は原則として年2回総会を開催する。
年度始め総会では前年度活動報告、決算報告、監査報告、および本年度の活動計画案、予算案、その他の事項の審議及び承認を行う。
年度末総会では次年度役員候補と会計監査候補の承認及びその他の事項の審議及び承認を行う。

第16条 総会の日時場所及び議題は5日前までに会員に通知する。

第17条 総会の定足数は、総会出席者と委任状提出者をあわせて（以下、総会参加者という）、全会員の3分の1以上とする。規約の改正は、総会参加者の3分の2以上、その他は過半数の議決を経なければならない。
2. 前項に関わらず、書面にて総会を開催する場合の議決権の行使は、議案に対する賛否を確認できる書面議決書又は電磁的手段により行う。

第18条 運営委員会が必要と認めた場合又は会員の3分の1以上の要求があった場合には、会長は臨時総会を召集する。

第八章 運営委員会

第19条 運営委員会が必要に応じ随時会長が召集し開かれる。

第20条 運営委員会は本会の役員、学年委員会、広報委員会の正副委員長及び校長によって構成され、構成員の2分の1以上の出席により成立する。

第21条 運営委員会の任務は次の通りとする。
1. 各委員会によって立案された活動計画と予算を審議する。
2. 総会の起案書を審議する。
3. 必要な場合に特別委員会を設け、活動計画と予算を審議する。
4. その他の事項について審議する。

第九章 委員会

第22条 委員会は学年委員会、広報委員会、特別委員会がある。

第23条 委員は各学年から学年委員6名、広報委員4名以上を選出する。この外必要に応じ運営委員会の承認を経て特別委員を置くことができる。

第24条 学年委員会は学年の活動に協力、連携し、会員の福祉および親睦を図り、社会教育活動に協力する。

第25条 広報委員会は広報活動を通し、生徒及び会員の相互理解を深める。

第26条 特別委員会は運営委員会の委託により構成し、その目的を遂行する。

第十章 個人情報取扱い

第27条 本会の活動を推進するために必要とされる個人情報の取得や利用、管理については「個人情報取扱いに関する基本方針と個人情報取扱い方法」に定め、適正に運用するものとする。

本規約は平成21年4月1日より実施する。

平成22年3月12日第一章第1条を一部改正

平成23年5月14日第四章第4条を一部改正

平成24年3月8日第八章第20条を一部改正

第九章第22条を一部改正

第九章第23条を一部改正

第九章第27条を第28条に改め第27条に条文追加

平成25年3月7日第五章第7条を一部改正

平成26年3月6日第五章第11条を一部改正

平成30年3月2日第十章第29条を追加

「個人情報取扱いに関する基本方針と個人情報取扱い方法」を別紙にて策定し平成30年4月1日より実施

令和2年3月9日第五章第8条を一部改正

第六章第13条を一部改正

第八章第20条を一部改正

第九章第22条、23条を一部改正

第九章26条、27条を削除

第九章28条を第26条に改め

第十章29条を第27条に改め

令和3年3月10日第三章第3条を一部改正

第四章第4条を一部改正

第四章第6条に第2項を追加

第五章第8条に第2項を追加

第七章第17条に第2項を追加

第八章第19条を一部改正

第九章第23条を一部改正

令和5年2月28日第五章第11条を改正

改正前の第五章第11条の規定は、令和5年3月31日までなおその効力を有する。